

農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令

平成17年3月18日  
農林水産省、林野庁、  
水産庁訓令第1号

- 一部改正：平成18年3月30日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第2号
- 一部改正：平成20年7月30日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第18号
- 一部改正：平成23年8月31日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第3号
- 一部改正：平成27年3月31日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号
- 一部改正：平成27年9月30日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第9号
- 一部改正：平成28年2月19日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号
- 一部改正：平成28年3月25日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第2号
- 一部改正：平成29年3月30日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号
- 一部改正：平成29年8月17日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第4号
- 一部改正：平成30年3月22日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号
- 一部改正：平成31年3月28日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第3号
- 一部改正：令和2年5月20日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第3号
- 一部改正：令和3年6月15日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第2号
- 一部改正：令和3年7月1日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第7号
- 一部改正：令和4年4月1日 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第3号

農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号

農林水産本省一般  
林野庁一般  
水産庁一般

農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令を別紙のとおり定める。

平成17年3月18日

農林水産大臣 島 村 宜 伸  
林野庁長官 前 田 直 登  
水産庁長官 田 原 文 夫

## 別紙

### 農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 管理体制（第3条～第7条）
  - 第3章 教育研修（第8条）
  - 第4章 職員等の責務（第9条～第11条）
  - 第5章 個人情報等の取扱い（第12条～第20条の2）
  - 第6章 保有個人情報等の取扱状況の記録等（第21条～第23条の2）
  - 第7章 情報システムにおける安全の確保等（第24条～第30条）
  - 第8章 情報システム室等の安全管理（第31条）
  - 第9章 業務の委託（第32条）
  - 第10章 サイバーセキュリティの確保（第33条）
  - 第11章 安全確保上の問題への対応（第34条・第35条）
  - 第12章 監査及び点検の実施（第36条）
  - 第13章 独立行政法人等に対する指導等（第37条）
  - 第14章 補則（第38条・第39条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この訓令は、農林水産省（林野庁及び水産庁を含む。以下同じ。）において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条に規定する保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止、個人情報保護法第73条に規定する仮名加工情報の漏えいの防止、個人情報保護法第119条に規定する行政機関等匿名加工情報等の漏えいの防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第4条第1項に規定する個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるため、個人情報等の取扱いに関する必要な事項を定めることにより、その適切な管理を確保することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和3年度版）（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に規定するものをいう。

- (2) 情報システムセキュリティ責任者 農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成 27 年農林水産省訓令第 4 号）第 13 条に規定するものをいう。
- (3) 課 次に掲げるものをいう。
- ア 農林水産省組織令（平成 12 年政令第 253 号）及び農林水産省組織規則（平成 13 年農林水産省令第 1 号）に規定する課並びに統計企画管理官、保険監理官及び漁業保険管理官
  - イ 農林水産技術会議事務局組織規則（昭和 40 年農林省令第 17 号）に規定する課及び国際研究官、研究統括官及び研究開発官並びに筑波産学連携支援センター
  - ウ 課等の内部組織に関する訓令（平成 13 年農林水産省訓令第 2 号）第 8 条第 1 項に規定するグループ
  - エ 前号に掲げるもののほか、命を受けて農林水産省組織令及び農林水産技術会議事務局組織規則に規定する課の所掌事務の一部を掌理する者及び命を受けて当該者の指揮監督を受けて事務を行う者により構成される業務上の体制
- (4) 庶務課 大臣官房の課（大臣官房の部の課を除く。）及び次に掲げる課並びに政策統括官の職務を助ける参事官のうち、命を受けて総務に関する事務を行うものをいう。
- ア 大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課
  - イ 大臣官房統計部管理課
  - ウ 大臣官房検査・監察部調整・監察課
  - エ 消費・安全局総務課
  - オ 輸出・国際局総務課
  - カ 農産局総務課
  - キ 畜産局総務課
  - ク 経営局総務課
  - ケ 農村振興局総務課
  - コ 農林水産技術会議事務局研究調整課
  - サ 林野庁林政部林政課
  - シ 水産庁漁政部漁政課
- (5) 連絡調整課 別表 1 の左欄に掲げる施設等機関又は地方支分部局ごとに同表の右欄に掲げる課をいう。
- (6) 職員等 次に掲げるものをいう。
- ア 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の国家公務員であって、農林水産省に属する職員（以下「職員」という。）
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者であって、農林水産省に派遣されている者
- (7) 地方参事官等 農林水産省組織規則第 158 条第 1 項に規定する地方参事官並びに同令第 287 条第 3 項に規定する地方参事官及び同条第 4 項に規定する地方調整官のうち、命を受けて地方農政局又は北海道農政事務所の所掌事務に関する特定の区域における重要事項に関する事務を行うものをいう。

- (8) 支局等 地方参事官等及び命を受けて当該地方参事官等の指揮監督を受けて事務を行う地方農政局又は北海道農政事務所の職員により構成される業務上の体制をいう。
  - (9) 個人情報 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
  - (10) 保有個人情報 個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
  - (11) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
  - (12) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
  - (13) 個人情報ファイル 個人情報保護法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
  - (14) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
  - (15) 仮名加工情報 個人情報保護法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。
  - (16) 匿名加工情報 個人情報保護法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。
  - (17) 個人関連情報 個人情報保護法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
  - (18) 行政機関等匿名加工情報 個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
  - (19) 行政機関等匿名加工情報等 個人情報保護法第119条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。
  - (20) 個人情報等 個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報、個人関連情報又は行政機関等匿名加工情報等をいう。
  - (21) 保有個人情報等 保有個人情報、行政機関の保有する個人番号、行政機関の保有する特定個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報、個人関連情報又は行政機関等匿名加工情報等をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この訓令で使用する用語の意義は、特別の定めがある場合のほか、個人情報保護法及び番号法において使用する用語の例による。

## 第2章 管理体制

(総括個人情報保護管理者)

第3条 農林水産省に総括個人情報保護管理者1人を置き、官房長をもって充てる。

- 2 総括個人情報保護管理者は、農林水産省における次に掲げる事務を行う。
- (1) 個人情報等の適正な取扱いに関する事務を総括すること。
  - (2) 個人情報等の管理等に関する規程類の整備に関すること。
  - (3) 個人情報等の適正な取扱いについての指導監督等に関すること。
  - (4) 個人情報保護法第75条に規定する個人情報ファイル簿の整備に関すること。
  - (5) 個人情報等の保護に係る監査に関すること。
  - (6) 保有個人情報等の漏えい等の事案の報告、再発防止措置及び公表に関すること。
  - (7) その他個人情報等の適正な取扱いに関すること。
- 3 総括個人情報保護管理者は、大臣官房参事官(デジタル戦略)(以下「参事官(デジタル戦略)」という。)に、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

(地方総括個人情報保護管理者)

第4条 別表2の左欄に掲げる施設等機関及び地方支分部局に、地方総括個人情報保護管理者1人を置き、当該施設等機関及び地方支分部局の長をもって充てる。

2 地方総括個人情報保護管理者は、当該組織における次に掲げる事務を行う。

- (1) 個人情報保護管理者の行う事務を総括すること。
- (2) 個人情報等の適正な取扱いについての指導監督等に関すること。
- (3) その他個人情報等の適正な取扱いに関すること。

3 地方総括個人情報保護管理者は、その指定する者に、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

(個人情報保護管理者)

第5条 各課又は別表2の左欄に掲げる施設等機関及び地方支分部局若しくはこれらの部署(以下「課等」という。)に個人情報保護管理者を1人置き、各課の長又は別表2の右欄に掲げる職をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、課又は別表2の左欄に掲げる施設等機関及び地方支分部局若しくはこれらの部署における次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の把握に関すること。
- (2) 保有個人情報等に係る台帳の作成に関すること。
- (3) 保有個人情報等の適切な管理の確保に関すること。
- (4) 職員等に対する個人情報等の適正な取扱いについての指導監督に関すること。
- (5) 保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合の情報システムセキュリティ責任者との連携に関すること。
- (6) 個人番号又は特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域の決定及び当該区域における物理的な安全管理措置に関すること。
- (7) その他個人情報等の適正な取扱いに関すること。

3 庶務課の個人情報保護管理者は、当該庶務課の属する大臣官房の部、本省の局、農林水産技術会議事務局又は外局における前項各号に掲げる事務を取りまとめるものとする。

4 連絡調整課の個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者と所管する施設等機関又は地方支分部局の地方総括個人情報保護管理者との間の連絡調整を行うものとする。

(個人情報保護管理担当者)

第6条 課等に、個人情報保護管理担当者1人を置き、個人情報保護管理者が指定する者をもって充てる。ただし、個人情報保護管理者が必要と認めるときは、複数人を置くことができる。

2 個人情報保護管理担当者は、前条第2項各号(庶務課の個人情報保護管理担当者にあつては同条第2項各号及び第3項、連絡調整課の個人情報保護管理担当者にあつては同条第2項各号及び第4項)の事務について、個人情報保護管理者を補佐するものとする。

る。

(特定個人情報事務取扱担当者)

第6条の2 課等において個人番号又は特定個人情報を取り扱う場合は、特定個人情報事務取扱担当者1人を置き、個人情報保護管理者が指定する者をもって充てる。ただし、個人情報保護管理者が必要と認めるときは、複数人を置くことができる。

- 2 個人情報保護管理者は、各特定個人情報事務取扱担当者を取り扱う個人番号又は特定個人情報の範囲を指定する。
- 3 特定個人情報事務取扱担当者は、個人番号又は特定個人情報の取得、保有、利用、提供等の事務を行う。

(個人情報保護監査責任者)

第6条の3 農林水産省に個人情報保護監査責任者1人を置き、大臣官房検査・監察部長をもって充てる。

- 2 個人情報保護監査責任者は、総括個人情報保護管理者の指示に基づき、監査に関する次に掲げる事務を統括する。
  - (1) 監査実施計画の策定
  - (2) 監査実施体制の整備
  - (3) 監査の実施指示及び監査結果の総括個人情報保護管理者への報告
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、個人情報等の取扱いの監査に関する事項
- 3 個人情報保護監査責任者は、前項に規定する監査を補佐する者を指名することができる。

(個人情報等の適正な取扱いの確保のための会議)

第7条 総括個人情報保護管理者は、個人情報等の適正な取扱いに係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催するものとする。

### 第3章 教育研修

第8条 総括個人情報保護管理者は、職員等に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の啓発その他必要な教育研修の計画をあらかじめ策定し、これに沿って教育研修を行うものとする。

- 2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者、個人情報保護管理担当者及び特定個人情報事務取扱担当者に対し、課等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を行うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、職員等に対し、個人情報等の適正な取扱いの確保のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措

置を講ずるものとする。

- 5 前各項の規定は、地方総括個人情報保護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「総括個人情報保護管理者」とあるのは、「地方総括個人情報保護管理者」と読み替えるものとする。

#### 第4章 職員等の責務

##### (職員等の責務)

第9条 職員等は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、地方総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者の指示に従い、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

##### (不適正な利用の禁止)

- 第10条 職員等は、その業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。
- 2 職員等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

##### (個人情報等の取得)

- 第11条 職員等は、個人情報の取得に当たっては、法令等の定めに従い、適正な方法で行わなければならない。職務権限を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報を取得してはならない。
- 2 職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号又は特定個人情報の提供を求めてはならない。
  - 3 職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、個人番号又は特定個人情報を取得してはならない。

#### 第5章 個人情報等の取扱い

##### (個人情報等の保有の制限等)

- 第12条 職員等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 職員等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
  - 3 職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
  - 4 職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、個人番号又は特定個人情報を保有してはならない。
  - 5 職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(利用目的の明示)

第 13 条 職員等は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（個人情報保護法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（個人情報保護法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(個人情報ファイル及び特定個人情報ファイルの保有に関する事前通知)

第 14 条 職員等は、個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、個人情報保護管理者に報告するものとする。報告した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の報告を受けた個人情報保護管理者は、その内容を行政機関の長及び総括個人情報保護管理者（施設等機関及び地方支分部局にあつては、地方総括個人情報保護管理者）に報告するものとする。
- 3 地方総括個人情報保護管理者は、前項の報告を受けたときは、連絡調整課の個人情報保護管理者を経由して行政機関の長及び総括個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 4 行政機関の長は、前 2 項の報告の内容について、個人情報保護法第 74 条の規定に基づき、遅滞なく、個人情報保護委員会に通知するものとする。
- 5 前項の通知に係る個人情報ファイル若しくは特定個人情報ファイルの保有をやめた場合、又は当該個人情報ファイル若しくは特定個人情報ファイルに含まれる本人の数が 1,000 人に満たなくなった場合については、前各項の規定に準じて処理するものとする。

(特定個人情報保護評価)

第 14 条の 2 行政機関の長は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）で定めるところにより評価を行うものとする。

(利用及び提供の制限)

第 15 条 職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。



- 2 前項の規定にかかわらず、職員等は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人若しくは第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるとき、又は他の法令の規定により保有個人情報の利用若しくは提供が制限されているときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (2) 法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
  - (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 個人情報保護管理者は、職員等が前項第3号又は第4号の規定に基づき他の行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を原則として提出させるものとする。ただし、同号に規定する明らかに本人の利益になるときであって、緊急やむを得ないときはこの限りでない。
  - (1) 個人情報ファイルの名称
  - (2) 提供先の利用目的
  - (3) 提供先の利用する業務の根拠法令
  - (4) 提供先の利用する記録範囲及び記録項目
  - (5) 提供先の利用形態
  - (6) 提供先の利用期間
  - (7) 利用後の廃棄又は返還等の方法
  - (8) 提供先の利用する組織の名称（部、課、係等の名称）
- 4 個人情報保護管理者は、職員等が第2項第3号又は第4号の規定に基づき他の行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、安全確保の措置を書面により要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、第2項第3号の規定に基づき他の行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。
- 6 個人情報保護管理者は、番号法で定める場合を除き、個人番号又は特定個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供)

第 15 条の 2 職員等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

(1) 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）第 46 条で定める基準に適合する体制（以下「基準適合体制」という。）を整備している場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 前条第 2 項第 4 号に掲げる場合

2 個人情報保護管理者は、外国にある第三者への提供を認める旨の同意を得ようとする場合には、個人情報保護法施行規則第 47 条で定めるところにより、あらかじめ、次の情報を本人に提供しなければならない。

(1) 当該外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

(4) その他当該本人に参考となるべき情報

3 個人情報保護管理者は、基準適合体制を整備している外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合には、法令に基づく場合及び前条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護法施行規則第 48 条第 1 項で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて、原則として個人情報保護法施行規則第 48 条第 3 項各号で定める情報を当該本人に提供しなければならない。

(個人関連情報の取扱い)

第 15 条の 3 個人情報保護管理者は、職員等が個人関連情報を個人情報として取得することが想定される第三者に対して当該個人関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、当該個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(仮名加工情報の取扱い)

第 15 条の 4 職員等は、個人情報に当たらない仮名加工情報について、次のとおり取り扱わなければならない。

(1) 法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

(2) 当該仮名加工情報について、漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために

必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (3) 法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報の本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- (4) 法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護法施行規則第49条で定めるもの）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

（行政機関等匿名加工情報の提供）

- 第15条の5 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第107条第2項及び第113条の規定（第116条第2項の規定により第113条の規定を準用する場合を含む。）により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から個人情報保護法第110条第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括個人情報保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認するものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、契約相手方が個人情報保護法第118条の各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき、及び解除したときは、直ちに総括個人情報保護管理者に報告するものとする。
  - 3 総括個人情報保護管理者は、前2項の報告を受けたときは、直ちに個人情報保護委員会に報告を行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報を除く匿名加工情報の取扱い）

- 第15条の6 個人情報保護管理者は、職員等が匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護法施行規則第66条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 2 職員等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、次のいずれの対応も行ってはならない。
    - (1) 当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号又は個人情報保護法第43条第1項の規定により行われた加工（個人情報取扱事業者による個人情報保護法施行規則第34条で定める基準に従った個人情報の加工）の方法に関する情報を取得

すること。

(2) 当該匿名加工情報を他の情報と照合すること。

- 3 個人情報保護管理者は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護法施行規則第 67 条で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス等の制限)

第 16 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報等にアクセス（電子計算機でメモリや主記憶装置等に対し、データの読み取り等を行うこと。以下同じ。）する権限又は当該保有個人情報等の閲覧等を行う権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

- 2 アクセス又は閲覧等（以下「アクセス等」という。）を行う権限を有しない職員等は、保有個人情報等にアクセス等を行ってはならない。
- 3 職員等は、アクセス等の権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセス等を行ってはならない。

(複製等の制限)

第 17 条 職員等は、所掌する事務の遂行上必要がある場合であっても、次の各号に掲げる行為については、当該各号に定めるいずれかに該当するときでなければ、行ってはならない。

(1) 保有個人情報等の複製（印刷等を含む。）

ア 保有個人情報等の保存に当たり、漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）に備え、重複して保存する場合

イ 保有個人情報等の保存場所が自己の業務を遂行する場所と異なる場合において、当該保有個人情報等の全部又は一部を複製して、自己の業務を行う場所に保存し、利用する場合

ウ 保有個人情報等の利用目的が、印刷等を行うことである場合

エ その他保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が特に必要があると認める場合

(2) 保有個人情報等の送信

ア 保有個人情報等を送信先と共有しなければ、利用目的を達成することができない場合

イ 保有個人情報等の送信先において、利用目的の範囲内で加工等を行う必要がある場合

ウ 保有個人情報等を法令に基づき提供するために送信する場合

エ その他保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が特に必要があると認める場合

(3) 保有個人情報等が記録されている媒体の送付又は持ち出し

- ア 保有個人情報等を送付先と共有しなければ、利用目的を達成することができない場合
  - イ 保有個人情報等の送付先において、利用目的の範囲内で加工等を行う必要がある場合
  - ウ 保有個人情報等を法令に基づき提供するために、送付し、又は持ち出す場合
  - エ 業務上、外部において所掌する事務を遂行する必要があると保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が認める場合
  - オ その他保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が特に必要があると認める場合
- 2 職員等は、前項各号に掲げる行為のほか、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じた適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為については、個人情報保護管理者の指示に従い行わなければならない。

(正確性の確保)

- 第 18 条 職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報等（匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイル（個人情報保護法第 60 条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルをいう。）を構成するものに限る。）及び削除情報（個人情報保護法第 107 条第 4 項に規定する削除情報をいう。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
- 2 職員等は、自己の取り扱う保有個人情報等の内容に関する誤り等を把握したときは、その事案の重要性に応じて当該保有個人情報等を保有する個人情報保護管理者に報告するとともに、その指示に従い、必要な訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を行うものとする。

(媒体の管理)

- 第 19 条 職員等は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、施錠、耐火金庫への保管等を行うものとする。
- 2 職員等は、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(誤送付等の防止)

- 第 19 条の 2 職員等は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第 20 条 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（電子計算機及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

2 保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(外的環境の把握)

第 20 条の 2 個人情報保護管理者は、保有個人情報が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## 第 6 章 保有個人情報等の取扱状況の記録等

(台帳)

第 21 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の漏えい等の防止その他適切な管理のため、台帳（電磁的記録を含む。以下同じ。）を整備し、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、利用・保管等の取扱いの状況その他の参事官（デジタル戦略）が定める事項について記録するものとする。

(個人情報ファイル簿への掲載)

第 22 条 個人情報保護管理者は、個人情報保護法の定めるところにより、個人情報ファイル簿に掲載すべき個人情報ファイルを保有したとき、又は特定個人情報ファイルを保有したときは、前条の台帳に記録するとともに、遅滞なく総括個人情報保護管理者（施設等機関及び地方支分部局にあっては、地方総括個人情報保護管理者）に報告するものとする。

2 地方総括個人情報保護管理者は、前項の報告を受けたときは、連絡調整課の個人情報保護管理者を経由して総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 前二項により報告を受けた総括個人情報保護管理者は、必要な事項を遅滞なく個人情報ファイル簿に掲載するものとする。

(個人情報ファイル簿の閲覧等)

第 23 条 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護法第 75 条の規定により個人情報ファイル簿を作成したときは、一般の閲覧に供するため、本省に備え置くとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(個人番号又は特定個人情報の取扱状況の記録)

第 23 条の 2 個人情報保護管理者は、当該個人番号又は特定個人情報の利用、保管等の取扱状況を記録するものとする。

## 第 7 章 情報システムにおける安全の確保等 (安全確保等)

第 24 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章において同じ。）の漏えい等の防止その他の保有個人情報等の適切な管理のため、情報システムセキュリティ責任者の協力を得て、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置
- (2) 前号の認証機能を設定する場合におけるパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置
- (3) 保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期時に分析するために必要な措置
- (4) アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置
- (5) 保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のために行う次のア及びイ又はこれらと同等の措置
  - ア 参事官（デジタル戦略）が別に定める量以上の保有個人情報等を含む又は含むおそれがある情報がダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定等
  - イ アの設定の定期的確認等
- (6) 保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のために行う、当該特権を最小限とする等の必要な措置
- (7) 保有個人情報等を取り扱う情報システムのうち外部からアクセス可能なものについては、不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設定による経路制御等の措置
- (8) 不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱（ぜい）弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止及び導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つために必要な措置
- (9) 一時的に加工等の処理を行うための複製を行う場合は、その対象を必要最小限にするるとともに、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する措置
- (10) 保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する措置
- (11) 保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化（適切なパスワードの選択、パスワードの漏えい防止等を含む。）のために必要な措置
- (12) 保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置

- (13) 保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のために行う、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置
- (14) 個人番号又は特定個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期又は随時に分析するために必要な措置
- (15) 個人番号又は特定個人情報のアクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置

（情報システム設計書等の管理）

- 第 25 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書（電磁的記録を含む。また、個人情報保護管理者が指定するものに限る。以下「情報システム設計書等」という。）を保管、複製、廃棄等する場合は、外部に知られることがないように、情報システムセキュリティ責任者等の協力を得て、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定に準じて処理するものとする。
- 2 電子計算機内部にある媒体に記録された情報システム設計書等については、情報システムセキュリティ責任者の協力を得て、前条各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（端末の限定等）

- 第 26 条 個人情報保護管理者は、情報システムセキュリティ責任者の協力を得て、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う情報システムを構成する電子計算機（以下「端末」という。）を限定するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、情報システムセキュリティ責任者及び庁舎等を管理する者の協力を得て、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

（端末の持出し等）

- 第 27 条 職員等は、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、端末をその保管している施設の外部に持ち出してはならない。
- (1) 業務上、外部において所掌する事務を遂行する必要があると当該保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が認める場合
  - (2) その他保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者が特に必要であると認める場合
- 2 職員等は、情報システムセキュリティ責任者が管理する端末以外の電子計算機を外部から持ち込み、個人情報等の処理を行う情報システムに接続してはならない。

- 第 28 条 情報システムに接続されていない電子計算機については、第 24 条及び前二条の規定に準じて取り扱うものとする。

（入力情報の照合等）



第 29 条 職員等は、情報システム等で取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

(第三者の閲覧防止)

第 30 条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、離席するときに情報システムとの接続を終了するなどその利用状況に応じ、必要な措置を講ずるものとする。

## 第 8 章 情報システム室等の安全管理

第 31 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）の安全管理のため、情報システムセキュリティ責任者等の協力を得て、情報システム室等に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持ち込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報を記録する媒体又は情報システム設計書等を保管する場所（以下「保管場所」という。）においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システムセキュリティ責任者等の協力を得て、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 個人情報保護管理者は、情報システム室等及び保管場所の入退の管理について、必要があると認めるときは、情報システムセキュリティ責任者等の協力を得て、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

4 個人情報保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システムセキュリティ責任者等の協力を得て、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

5 個人情報保護管理者は、災害等に備え、情報システムセキュリティ責任者等の協力を得て、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

## 第 9 章 業務の委託

第 32 条 個人情報保護管理者は、行政機関等匿名加工情報の作成、個人情報等又は保有個人情報等の取扱い及び情報システム等の安全確保に係る業務の全部又は一部を農林水産省の職員以外の者（以下「外部の者」という。）に委託する場合には、委託先（再委託先を含む。）において、農林水産省が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するなど、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項により選定した外部の者と委託契約を締結する場合は、契約書に、次に掲げる事項を明記するものとする。
  - (1) 個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務に関する事項
  - (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の2に規定する子会社等をいう。）である場合も含む。この号並びに第7項及び第8項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項（委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社等である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。）
  - (3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項
  - (4) 個人情報等の安全管理措置に関する事項
  - (5) 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
  - (6) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
  - (7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
  - (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 3 個人情報保護管理者は、業務を受託しようとする外部の者に対し、当該外部の者における個人情報等の取扱いに関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報等の管理状況の検査に関する事項等を記載した書面を提出させるものとする。
- 4 外部の者に保有個人情報等が記録されている媒体又は情報システム等の廃棄を委託する場合は、第2項各号に掲げる事項のほか、当該記録媒体等に記録された情報が復元又は判読できない方法を用いることを定めて契約するものとする。
- 5 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報等の範囲を委託する業務内容に照らして必要最小限とし、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や保有個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
- 6 保有個人情報等の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において農林水産省が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
- 7 委託先が保有個人情報等の取扱いに係る業務を再委託する場合には、委託する保有個人情報等の取扱いに係る業務において取り扱う個人番号又は特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 8 委託先において、行政機関等匿名加工情報の作成又は保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第2項及び第3項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて、又は委託元自らが前3項の措置を実施する。また、保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 9 行政機関等匿名加工情報の作成又は保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等の

適正な取扱いに関する事項を明記するものとする。

- 10 個人情報保護管理者は、前項の派遣労働者に保有個人情報等の取扱いに関する業務を行わせる場合は、当該労働者に法令、本訓令等を遵守させるとともに、その指導及び監督を行わなければならない。
- 11 保有個人情報等を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

## 第 10 章 サイバーセキュリティの確保

第 33 条 総括個人情報保護管理者は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保するものとする。

## 第 11 章 安全確保上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

- 第 34 条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生、本訓令等に違反している事実等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した職員等は、直ちに自己の属する課等の個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 前項の規定により報告を受けた個人情報保護管理者は、当該事案が他の個人情報保護管理者が管理するものであるときは、直ちに当該個人情報保護管理者に報告するものとする。
  - 3 個人情報保護管理者は、発生した事案による被害の拡大防止又は復旧等のため、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを直ちに抜くなど、被害拡大防止のため行い得る措置を行う（職員等に行わせることを含む。）など必要な措置を講ずるものとする。なお、当該事案が情報システムに関わるものである場合は、当該情報システムの情報システムセキュリティ責任者と協力して措置を講ずるものとする。
  - 4 個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報保護管理者（施設等機関及び地方支分部局にあっては、地方総括個人情報保護管理者）に直ちに報告するものとする。
  - 5 地方総括個人情報保護管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに連絡調整課の個人情報保護管理者を経由して総括個人情報保護管理者に報告するものとする。
  - 6 前二項の規定により報告を受けた総括個人情報保護管理者は、当該事案の内容等に応じて、その内容、経緯、被害状況等を農林水産大臣に直ちに報告するものとする。
  - 7 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第 68 条第 1 項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知を要する場合には、第 1 項から第 5 項までと並行して、速やかに所

定の手続を行うものとする。

- 8 個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者（施設等機関及び地方支分部局の個人情報保護管理者にあっては、地方総括個人情報保護管理者を含む。次条において同じ。）の指示に従い、当該事案の発生原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。なお、当該事案が情報システムに関わるものであるときは、当該情報システムの情報システムセキュリティ責任者の協力を得て措置を講ずるものとする。
- 9 総括個人情報保護管理者は、前項の措置が講じられた場合において、当該事案が行政機関等匿名加工情報等に係るものであったときは、速やかに個人情報保護委員会に報告を行うものとする。
- 10 総括個人情報保護管理者は、個人番号若しくは特定個人情報の漏えい等の事案の発生若しくはおそれを把握した場合又は番号法に違反している事実若しくはおそれを把握した場合には、事実関係、再発防止策等について速やかに個人情報保護委員会に報告を行うものとする。
- 11 前項の報告のうち、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えい等が生じた場合であって番号法第 29 条の 4 第 1 項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知を要する場合には、第 1 項から第 5 項までと並行して、速やかに所定の手続を行うものとする。

（公表等）

- 第 35 条 個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者の指示に従い、前条の事案について、当該事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への連絡等の対応等の措置を講ずるものとする。
- 2 前項の規定により公表を行う事案については、事案の内容、経緯、被害状況等について、あらかじめ個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする。

## 第 12 章 監査及び点検の実施

- 第 36 条 個人情報保護監査責任者は、個人情報保護法、番号法及び本訓令の遵守状況の確認並びに保有個人情報等が適切に管理されているかの検証をするため、農林水産省における保有個人情報等の管理の状況について、定期及び必要に応じ随時に保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、実地監査を含めた監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、各課等における保有個人情報等の取得経過、記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者（施設等機関及び地方支分部局にあっては、地方総括個人情報保護管理者）に報告するものとする。
  - 3 地方総括個人情報保護管理者は、前項の報告を受けたときは、連絡調整課の個人情報保護管理者を経由して総括個人情報保護管理者に報告するものとする。
  - 4 総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者等は、第 1 項の監査又は第 2 項の点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、見直し等の措置を講じ、又は総括個人情報

保護管理者にあっては個人情報保護管理者に対し、指導等を行うものとする。

### 第13章 独立行政法人等に対する指導等

第37条 別表3の左欄に掲げる課は、同表の右欄に掲げる独立行政法人等に対して、その業務運営における自主性に配慮しつつ、個人情報等の保護に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

### 第14章 補則

(他の訓令との関係)

第38条 他の訓令の規定により、行政文書の管理及び情報システムの管理に関する事項について、この訓令と別段の定めが設けられている場合にあっては、この訓令の定めるもののほか、当該他の訓令の定めるところによる。

(細則)

第39条 この訓令の運用に関し必要な事項は、参事官（デジタル戦略）が定める。

### 附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月30日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第18号）

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成23年8月31日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第3号）

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第9号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年2月19日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号）

この訓令は、平成28年2月19日から施行する。

附 則（平成28年3月25日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月17日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第4号）

この訓令は、平成29年8月17日から施行する。

附 則（平成30年3月22日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第3号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月20日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第3号）  
この訓令は、令和2年5月20日から施行する。

附 則（令和3年6月15日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第2号）  
この訓令は、令和3年6月15日から施行する。

附 則（令和3年7月1日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第7号）  
この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第3号）  
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

部署	連絡調整課
植物防疫所	消費・安全局植物防疫課
那覇植物防疫事務所	消費・安全局植物防疫課
動物検疫所	消費・安全局動物衛生課
動物医薬品検査所	消費・安全局畜水産安全管理課
農林水産研修所	大臣官房秘書課
農林水産政策研究所	大臣官房政策課
地方農政局	大臣官房デジタル戦略グループ
北海道農政事務所	
森林技術総合研修所	林野庁森林整備部研究指導課
森林管理局	林野庁国有林野部管理課
漁業調整事務所	水産庁漁政部漁政課

別表 2 (第 4 条、第 5 条関係)

部署	個人情報保護管理者
植物防疫所	植物防疫所の総務部庶務課長
那覇植物防疫事務所	那覇植物防疫事務所の庶務課長
動物検疫所	動物検疫所の総務部庶務課長
動物医薬品検査所	動物医薬品検査所の庶務課長
農林水産研修所	農林水産研修所の総務課長
農林水産政策研究所	農林水産政策研究所の庶務課長
地方農政局企画調整室（支局等を除く。）	地方農政局の企画調整室長
地方農政局の総務課及び会計課（東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあつては、総務部）	地方農政局の総務課長（東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあつては、地方農政局の総務部総務課長）
地方農政局消費・安全部（支局等を除く。）	地方農政局の消費・安全部消費生活課長
地方農政局生産部（支局等を除く。）	地方農政局の生産部生産振興課長
地方農政局経営・事業支援部（支局等を除く。）	地方農政局の経営・事業支援部担い手育成課長
地方農政局農村振興部	地方農政局農村振興部の設計課長
地方農政局統計部（支局等を除く。）	地方農政局の統計部調整課長
地方農政局の支局等	地方農政局の地方参事官等
地方農政局の事務所及び事業所	地方農政局の事務所及び事業所長
北海道農政事務所（支局等を除く。）	北海道農政事務所の総務課長
北海道農政事務所の支局等	北海道農政事務所の地方参事官等
森林技術総合研修所	森林技術総合研修所総務課長
森林管理局	森林管理局の総務企画部総務課長
北海道漁業調整事務所、瀬戸内海漁業調整事務所、九州漁業調整事務所	各漁業調整事務所の庶務課長
仙台漁業調整事務所、新潟漁業調整事務所、境港漁業調整事務所	各漁業調整事務所の漁業調整事務所長



別表 3 (第 37 条関係)

課	独立行政法人等
消費・安全局総務課	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
畜産局畜産振興課	独立行政法人家畜改良センター
畜産局総務課	独立行政法人農畜産業振興機構
経営局経営政策課	独立行政法人農業者年金基金
経営局金融調整課	独立行政法人農林漁業信用基金
農林水産技術会議事務局研究調整課	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
農林水産技術会議事務局研究調整課	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
林野庁森林整備部研究指導課	国立研究開発法人森林研究・整備機構
水産庁増殖推進部研究指導課	国立研究開発法人水産研究・教育機構
畜産局競馬監督課	特殊法人日本中央競馬会
経営局金融調整課	認可法人農水産業協同組合貯金保険機構